

鳴門市自転車等放置防止条例 逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）に基づき、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能及び防災活動の円滑化を図るとともに、都市の美観を維持し、市民の良好な生活環境の維持、向上を図ることを目的とする。

【解説】

第1条では、本条例の目的を規定しています。

駅周辺の道路をはじめとする公共の場所に自転車等が放置されていることから、歩行者の安全な通行に支障が生じ、火災などの災害が発生した際には、避難及び救助活動の妨げとなります。また、都市の美観を阻害し、市民生活に大きな影響を与えるため、この条例を制定することにより、これらの問題を防止し、市民の良好な生活環境の維持、向上を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車及び道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (5) 公共の場所 道路、広場その他の公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (6) 放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいう。

【解説】

第2条では、本条例における用語について定義しています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び自転車法（昭和55年法律第87号）で定義されている用語を引用しています。

(1)「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。「道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車」とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいいます。また、身体障害者用の車いすや小児用自転車等は含まれませんが、電動アシスト式自転車や三輪車（大人用）は含まれます。

(2)「自転車等」とは、自転車及び道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいいます。「道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車」とは、内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいい、いわゆる排気量が50cc未満のバイクを指します。

(3)「自転車等駐車場」とは、一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいいます。

(4)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいいます。道路の種類には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道があり、一般交通の用に供するその他の場所とは、事実上道路の体裁をなして交通の用に供されている私道等をいいます。

(5)「公共の場所」とは、道路、広場、河川の土手など、不特定多数の人が利用する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいいます。

(6)「放置」とは、自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいいます。時間の長さや目的に関係なく、自転車等の移動が可能か否かによって決まります。

なお、自転車等を運転するのは、所有者だけでなく、所有者の家族が利用する場合等も考えられることから、自転車等の利用者もこの条例の対象としています。

（市長の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

【解説】

第3条では、第1条の目的を達成するための市長の責務について規定しています。必要な施策とは、広報紙や街頭指導等による広報啓発活動及び放置自転車等の整理、移動、保管、処分等をいいます。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、公共の場所に当該自転車等を放置しないよう努めるとともに、第1条の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

【解説】

第4条では、自転車等の利用者等の責務として、公共の場所に自転車等を放置しないよう努めるとともに、第1条の目的を達成するために市長が実施する施策に協力することを規定しています。

(自転車の小売をする者の責務)

第5条 自転車を小売する者は、自転車の販売に当たり、自転車法第12条第3項に規定する防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。

【解説】

第5条では、自転車の小売をする者の責務として、自転車法第12条第3項の「自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない」という規定に基づき、利用者等に対して自転車防犯登録を行うよう勧奨に努めなければならないことを規定しています。

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、第1条の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

【解説】

第6条では、鉄道事業者の責務として、市が駅周辺に自転車等駐車を設置しようとするときは、鉄道事業者がその用地の提供に努める等、市が実施する施策に協力することを規定しています。

(施設の設置者の責務)

第7条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及びスーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その

施設の利用者のために必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

【解説】

第7条では、施設の設置者の責務について規定しています。駅周辺のみならず、官公署、学校、スーパー等の周辺でも発生している駐輪需要は、一般的に特定の施設の利用者と密接な関係にあると考えられるので、原因者負担の観点から、これらの施設の設置者に対して自転車等駐車の設置に努めなければならないことを規定しています。

第2章 自転車等の放置の防止

(自転車等放置禁止区域の指定等)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置を禁止する必要があると認める公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、必要に応じ、関係機関及び関係団体の意見を聴くことができる。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨をその指定の効力の発生日の少なくとも20日前までに告示し、かつ、当該放置禁止区域にその旨を掲示しなければならない。

4 放置禁止区域の指定は、前項の規定による告示に定める効力発生日からその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、市長が放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

【解説】

第8条第1項では、市長は自転車等の放置を禁止する必要があると認める公共の場所を自転車等放置禁止区域として指定することができる旨を規定しています。

第2項では、市長は放置禁止区域を指定しようとするときは、必要に応じ、関係機関及び関係団体（警察署、鉄道事業者、自治振興会等）の意見を聴くことができると規定しています。

第3項では、市長は放置禁止区域を指定したときは、その旨をその指定の効力の発生日の少なくとも20日前までに告示し、看板等により当該放置禁止区域にその旨を掲示しなければならないと規定しています。

第4項では、放置禁止区域の指定は、第3項の規定による告示に定める効力発

生日からその効力を生ずると規定しています。

第5項では、市長が放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合は、第2項、第3項及び第4項の規定を準用すると規定しています。

(自転車等の放置の禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内において自転車等を放置してはならない。ただし、規則に定めるところにより、市長が特にやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

【解説】

第9条では、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域内への自転車等の放置を禁止しています。ただし、警察業務、郵便業務、電報業務等の公共性又は公益性の高い業務に従事中の場合その他特別の事由があると認める場合は除くと規定しています。

(自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所（以下「保管場所」という。）に移動し、保管することができる。

3 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所に自転車等が放置され、安全で快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協議の上、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を放置しないことを要請する等の文書を当該自転車等に取り付けることその他必要な指導を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による指導にもかかわらず、なお当該自転車等が放置されている場合は、規則で定める相当の期間にわたり放置されている当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

5 市長は、市が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車等駐車場において、自転車等が相当の期間にわたり置かれていることにより、当該自転車等駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を速やかに引き取ることを要請する等の文書を当該自転車等に取り付けることその他必要な指導を行うことができる。

6 市長は、前項の規定による指導にもかかわらず、なお当該自転車等が置かれている場合は、規則で定める相当の期間にわたり置かれている当該自転車等を

保管場所に移動し、保管することができる。

- 7 市長は、第2項、第4項又は前項の規定により、自転車等を移動する場合において、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーンロック等で連結されていること等により容易に移動することが困難であると認めるときは、当該チェーンロック等の切断その他必要な措置をとることができる。

【解説】

第10条第1項では、放置禁止区域内に放置された自転車等や放置禁止区域内に止めようとしている自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導を行います。

第2項では、放置禁止区域内に放置された自転車等をあらかじめ定めた保管場所に移動し、保管できると規定しています。

第3項では、放置禁止区域以外の公共の場所における自転車等の放置に対する措置として、安全で快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協議の上、当該自転車等を放置しないよう警告書等により指導を行います。

第4項では、第3項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該自転車等が放置されている場合は、規則で定める相当の期間（14日間）にわたり放置されている自転車等を保管場所に移動し、保管できることを規定しています。

第5項では、市が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車等駐車場において、自転車等が相当の期間にわたり置かれていることにより、当該自転車等駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を速やかに引き取るよう警告書等により指導を行います。

第6項では、第5項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該自転車等が置かれている場合は、規則で定める相当の期間（14日間）にわたり置かれている自転車等を保管場所に移動し、保管できると規定しています。

第7項では、第2項、第4項又は第6項の規定により自転車等を移動する場合に、自転車等がチェーンロック等により移動が困難と認められた際には、チェーンロック等を切断できると規定しています。

（保管した自転車等に係る措置）

第11条 市長は、前条第2項、第4項又は第6項の規定により、自転車等を保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を当該自転車等の利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、保管した自転車等について、利用者等が確認できなかったもの及び

前項の措置を講じた後なお利用者等が引き取らないものについては、規則で定める期間経過後処分できるものとする。

【解説】

第11条第1項では、第10条第2項、第4項又は第6項の規定により、移動・保管した自転車等について、移動した旨（自転車等の放置されていた場所及び置かれていた場所、保管した年月日、保管場所・保管期間、返還を受けるために必要な事項等）を告示することを規定しています。あわせて、所轄の警察署に対する照会等により所有者を確認し、所有者が判明した場合は、書面にて引き取りを要請します。

第2項では、保管した自転車等について、利用者等が確認できなかったもの及び利用者が判明して市が引き取りの通知をしたにもかかわらず引き取らないものについては、規則で定める期間（6か月）経過後処分できることを規定しています。

第3章 雑則

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に必要な事項については、鳴門市自転車等放置防止条例施行規則で規定します。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例の施行日を定めるものです。

平成27年4月1日を施行日とします。